投資信託　電子サイン取引の開始および約款・規定の新設・改正のお知らせ

2026年11月20日

お客さま各位

平素より西武信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
当金庫では、令和8年12月1日より投資信託の電子サイン取引を開始します。これに伴い「投資信託　電子サイン取引規定」の新設および投資信託関連の各種約款等の改正を行います。
なお、改正後の約款・規定は、改正前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されますことを、あらかじめご了承ください。
今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申しあげます。

記

1.新設する規定
「電子サイン取引規定」
・ご印鑑に代えて電子サインによる投資信託のご契約が可能になります。

2. 改正する約款・規定
「西武信用金庫投信取引約款」、「特定口座約款」、「西武信用金庫非課税口座約款」
「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」、
「『西武信用金庫投信自動積立（定時定額購入取引）』取扱規定」

3. 主な改正内容
電子サイン取引にかかる記載を追記します。

4. 制定・改正日
2026年12月1日（火）

改正後の約款等は以下をご参照ください。

＜新設＞電子サイン取引規定
＜改正＞西武信用金庫投信取引約款
特定口座約款
西武信用金庫非課税口座約款
自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
「西武信用金庫投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

以　上

ご相談・お問い合わせ先

西武信用金庫　個人支援部　投資信託担当
電話番号：03-3384-6145
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

SEIBU 西武信用金庫